新型コロナウイルスから身を守るために
日常生活でできること

新型コロナウイルス感染症拡大を食い止めるため、これまでの生活様式を見直し、
一人一人が自分や周りの人の命を守る行動を心がけることが大切です。
ここでは、日常生活の中に取り入れたい「新しい生活様式」の実践例を一部紹介します。

「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ホームページより５月20日時点）

個人の基本的感染対策

感染防止の３つの基本：❶身体的距離の確保、❷マスクの着用、❸手洗い

- 人との間隔はできるだけ２m（最低１m）
- 遊びに行くなら屋内より屋外
- 会話をするときは、できるだけ真正面を避ける
- 外出時は、症状がなくてもマスクを着ける
- 家に帰ったら手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度、水と石けんで丁寧に（手指消毒薬も使用可）

日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い、手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「３密」（密集、密接、密閉）の回避
- 毎朝の体温測定、健康チェック、発熱や風邪の症状があれば自宅で療養

その他、日常生活の場面ごとの生活様式や、働き方の新しいスタイルなど、▶▶▶
詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

特別定額給付金の申請が始まっています！

申請期限は８月24日㈪です。お早めに申請をお願いします。

対　　象　令和２年４月27日時点で、住民基本台帳に記録されている人
給 付 額　１人10万円
申込方法　市が郵送する申請書に、振込先口座などを記入し、必要書類とともに返送してください。
マイナンバーカードがある人は、マイナポータルサイトからオンラインでも申請できます。
すでにオンラインで申請した人にも、申請書が届く場合がありますので、お手数ですが、届いた申請書は破棄してください。

※申請者は世帯主で、口座振込は世帯ごとです。口座を持っていない人は、
申請受付後、後日に市窓口で給付します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問〔草津市〕特別定額給付金コールセンター ☎599-3151（平日９：00～19：00）
〔総務省〕特別定額給付金コールセンター 0120-260020（９：00～20：00）

❗ 詐欺（さぎ）にご注意ください

給付金に関連して、国や市が、現金自動預払機（ATM）の操作や、受給にあたり手数料の振込を求めることは絶対にありません。不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開いたりしないでください。

「怪しいな」と思ったらご相談を

市や近くの警察署、警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」（局番なしの３桁）、新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン 0120-213-188

問 特別定額給付金推進室（１階101会議室）☎561-6971、FAX561-6973

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策

詳しくは、担当課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

●子育て世帯への臨時特別給付金 国制度
問 子ども家庭課（さわやか保健センター２階）☎561-6899、FAX561-6780
児童手当（所得制限で特例給付の人を除く）を受給する世帯に対し、子ども１人につき１万円を支給します。対象者には通知します。※手続不要（公務員除く）

●児童扶養手当（ひとり親家庭）・就学援助費受給者への支援給付金 市独自
問 児童扶養手当：子ども家庭課（さわやか保健センター２階）☎561-2364、FAX561-6780
就学援助費：学校教育課（６階）☎561-2421、FAX561-2488
児童扶養手当（所得制限で全部停止の人を除く）か、就学援助費を受給している子育て世帯（生活保護受給者は除く）に、子ども１人につき３万円を支給します（対象者には５月20日に通知を送付しています）。※手続不要

●上下水道基本料金の免除 市独自　問 上下水道総務課（２階）☎561-2440、FAX561-2481
市と契約のある市内の水道・下水道使用者全てに対し、６～９月検針分の基本料金を免除します。水道料金については、10％還元も継続します。※手続不要

●感染拡大防止臨時支援金上乗せ給付 県制度 市上乗せ　問 商工観光労政課（４階）☎561-2351、FAX561-2486
滋賀県の休業要請を受けて、休業などを行った事業者に対し、県の「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」に、市独自の上乗せを行います。

●雇用調整助成金の申請支援 市独自　問 商工観光労政課（４階）☎561-2352、FAX561-2486
商工会議所が、市の補助金などを活用し、社会保険労務士と連携して、市内事業者を対象に雇用調整助成金の申請を支援します。

●国民健康保険傷病手当金の支給 国制度　問 保険年金課（１階）☎561-2366、FAX561-2480
新型コロナウイルス感染症による療養のために、労務に服することができない国民健康保険の加入者のうち、被用者で一定条件を満たした人に支給します。

●市税などの徴収猶予の特例 国制度　問 納税課（１階）☎561-2311、FAX561-2479
新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、一時に納付できない場合に、１年間市税などの徴収猶予を受けられます。

●国民健康保険税の減免 国制度　問 税務課（１階）☎561-2308、FAX561-2479
新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡した、１カ月以上の治療を受けた、もしくは事業の廃止などにより減収が見込まれる場合に、減免制度があります。

●介護保険料の減免 国制度　問 介護保険課（１階）☎561-2369、FAX561-2480
新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡した、１カ月以上の治療を受けた、もしくは事業の廃止などにより減収が見込まれる場合に、減免制度があります。

●生活福祉資金の貸付 国制度
問 社会福祉協議会（青地町）☎562-0084、FAX566-0377、近畿労働金庫お客さまセンター 0120-191-968
新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に減少があった場合に、一時的な資金の特例貸付があります。

●住居確保給付金の支給対象拡大 国制度　問 人とくらしのサポートセンター（１階）☎561-6927、FAX561-2480
離職・休業などで収入が減少し、住居を失った人やそのおそれのある人に対し、一定期間、家賃相当額（上限あり）を賃貸住宅の貸主に支給します。 ※収入・資産などの要件あり。来所時は要予約

●緊急雇用対策 市独自　問 職員課（７階）☎561-2314、FAX561-2490
新型コロナウイルス感染症の影響により、失業した人などを支援するため、会計年度任用職員を雇用します。

※妊婦へのマスク配布については、６ページをご覧ください

次の症状がある人は、ご相談ください

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの**強い症状**がある
- 高齢者や基礎疾患がある人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人などで、**比較的軽い風邪の症状**がある
- 上記以外で発熱や咳などの**比較的軽い風邪症状**が続く（４日以上の場合は必ず相談、解熱剤を飲み続けなければならないときも含む）

これらに該当する人は、帰国者・接触者相談センター（☎528-3621、毎日24時間）へ、
その他の相談は、一般電話相談窓口（☎528-3637、毎日８：30～17：15）へお問い合わせください。
※外国語でのご相談は、しが外国人相談センター（☎523-5646、平日10：00～17：00）へ